令和５年３月 20 日

郡市区等医師会長　殿

大阪府医師会長
高　井　康　之
（公印省略）

「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」
の一部改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、今般、厚生労働省より、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づく精神保健指定医の指定の申請等に関連する下記通知の一部改正について、各都道府県知事等宛に別添のとおり発出された旨の連絡です。

主な改正内容は、指定医の指定申請時に提出するケースレポートにおいて、「令和５年４月１日以降に医療保護入院が行われた者の場合、入院措置を採る理由を含めて必要事項を本文に記載する」と追記されたこと等であり、詳細につきましては別添新旧対照表をご参照ください。なお、本改正は、令和５年４月１日以後の申請について適用されるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

〇「精神保健指定医の新規申請等に係る事務取扱要領の制定について」（平成 30 年 12 月 6 日障発 1206 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

＜担当＞ 大阪府医師会地域医療２課（西井・松下）
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737